# 「タクシー運転者健康管理充実・強化制度」実施要領

## 1. 制度の目的

この「タクシー運転者健康管理充実・強化制度」は、タクシー運転者の健康、又は、身体的機能低下を起因とする事故が発生している状況を踏まえ、これを予防するとともに、タクシー事業者の安全に対する責務として、タクシー輸送の安全を確保するために取り組む姿勢を公に示すための制度である。

## 2. 制度実施認定事業者の要件

制度実施認定事業者(以下「認定事業者」という。)は、下記の(1)から(3)を実施し、(4)の実施を努力しなければならない。

- (1) 事業者は、65歳以上の運転者に、1年以内ごとに1回、下記のいずれかの適齢適性診断等を受診又は受講させること。
  - ① 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項による「適齢適性 診断」
  - ② 道路交通法第101条の4(同法第108条の2第1項第12号)による「高齢者講習」
  - ③ 大阪タクシーセンターが実施する「高齢運転者安全運転研修」
- (2) 労働安全衛生法第13条第2項に規定する産業医を選任すること。
- (3) 「自動車運送事業に係る交通事故要因分析報告書(平成21年度」 〔第2分冊〕事業用自動車の運転者の健康マニュアル」に基づく健 康管理を実施すること。なお、前記マニュアルの実施は、下記の事 項によるものとする。
  - ① 医師は、上記(2)の産業医とすること。
  - ② 推奨事項も義務事項と同様に実施すること。
  - ③ 前記健康管理マニュアル〈健康管理の手順〉【手順2 医師からの意見を踏まえた対応】「(1)就業上の措置」の決定は、上記(1)の結果も踏まえること。
- (4) 使用するタクシー車両に下記の先進機能を装備し、関係者にその機能を熟知、活用するよう指導教育すること。
  - ① ヒューマンエラーを排除、安全運転を支援する機能のASV(先進安全自動車)技術の装置

- ・前方障害物衝突防止支援システム
- ・車線逸脱防止支援システム 他
- ② 運転者の負担を軽減する、運転技術を確認する等の装置
  - ・自動日報処理システム
  - ・車外ドライブレコーダー 他

## 3. 制度認定等

- (1) 制度認定は、制度実施認定機関(以下「認定機関」という。)が認定を受けようとする事業者からの申請(様式1)により、その申請内容を審査基準適合シート(別紙)に基づき、上記「2. 制度認定事業者の要件」を満たし、かつ、下記4.を遂行することができる事業者に対し行うものとする。
- (2) 認定機関は、近畿運輸局大阪運輸支局、及び事前に近畿運輸局大 阪運輸支局に認定機関としての届出(様式2)を行った事業者団体 とする。
- (3) 認定機関は、制度認定にあたって、誠実に公平に審査し、認定を行った場合は、認定書(様式3)を交付し、ホームページ等で利用者に公表するものとする。また、上記1の目的を達成するために、認定を行った認定事業者に対し、指導しなければならない。
- (4) 認定機関は、認定後の制度実施状況を、認定事業者からの、下記 4.(2)に規定する報告により確認し、上記 2. に規定する要件を満たさないことが判明した事業者には、認定を取り消すとともに、下記 5.(1)の標識を回収し、利用者にホームページ等で公表しなければならない。
- (5) 認定審査等の経費については、認定を受けようとする申請事業者 が負担するものとする。また、下記 5.(1)の標識は、近畿運輸局大 阪運輸支局を除く認定機関から、認定事業者の負担により交付を受 けるものとする。

#### 4. 認定事業者の義務

(1) 認定事業者は、誠実に継続的に取り組み、さらに、より一層向上するように努めなければならない。また、上記2に規定する要件を満たさないおそれがある場合は、制度認定を返上し、下記5.(1)の

標識を廃棄しなければならない。

- (2) 実施している内容について、上記3.(2)に規定する認定機関に、 毎年7月に実施状況定期報告(様式4)を、認定機関の求めに対し ての臨時の報告をしなければならない。また、上記3.(1)の申請内 容に変更があった場合、変更内容を明示して報告しなければならな い。
- (3) タクシー利用者から実施している内容の問い合わせ等があった場合、懇切丁寧に応対しなければならない。

## 5. 認定事業者への措置

認定事業者は下記の措置を受けられるものとする。

- (1) 制度実施していることを示す標識(様式5)の車体への貼付。
- (2) 近畿運輸局のホームページにおける利用者への周知。
- (3) 近畿運輸局制定「優良自動車運送事業者表彰」(「優良自動車運送 事業者表彰内規」(制定:平成13年5月21日付け近運達甲第1 号、最終改正:平成20年4月1日付け))による表彰事業者の対 象。

#### 6. 補足

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、全ての認定 機関の合意により、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成25年8月5日から施行する。

## 「タクシー運転者健康管理充実・強化制度」認定事業者審査基準

## 1. 制度実施要領2(1)の適齢適性診断等の受診又は受講

| ① 受診・受講計画の有無    | 受診・受講計画がされているのか      | 計画表の有無       |
|-----------------|----------------------|--------------|
| ② 受診・受講計画の実行性   | 実行できる受診・受講計画となっているのか | 計画の内容        |
| ③ 受診・受講計画の実行の適正 | 受診・受講計画どおりに実行されているのか | 受診・受講状況の記録内容 |

## 2. 労働安全衛生法に規定する産業医、衛生管理者、安全管理者

| ① 産業医の選任の有無              | 資格のある産業医が選任されているのか   | 産業医の氏名、所属病院名、資格確認  |
|--------------------------|----------------------|--------------------|
| ② 産業医の巡視状況の適正            | 選任された産業医が適正に巡視しているのか | 産業医の執務状況の記録内容      |
| ③ 安全管理者の選任(常時労働者50名以上)   | 適切な安全管理者が選任されているのか   | 安全管理者の氏名、役職、勤務状況   |
| ④ 衛生管理者の選任(常時労働者50名以上)   | 適切な衛生管理者が選任されているのか   | 衛生管理者の氏名、役職、勤務状況   |
| ⑤ 安全衛生推進者の選任(常時労働者50名未満) | 適切な安全衛生推進者が選任されているのか | 安全衛生推進者の氏名、役職、勤務状況 |

## 3. 運転者の健康管理

| ① 健康管理マニュアルの有無    | 健康管理マニュアルが制定されているのか   | 健康管理マニュアルの制定の有無   |
|-------------------|---|---|
| ② 健康管理マニュアルの内容の適正 | 健康管理マニュアルの内容が、国土交通省が取りまとめた「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の内容(推奨事項を含む)に沿ったものか | 健康管理マニュアルの内容  |
| ③ 健康管理マニュアルの実行性   | 健康管理マニュアルが実行できる体制がとられているの<br>か                                      | 健康管理に関する職務、「異常の所見」<br>があった場合の措置等、適切に実行でき<br>る健康管理体制を整備しているか |
| ④ 健康管理マニュアルの実行の適正 | 健康管理マニュアルどおりに実行されているのか  | 健康管理の実施記録内容   |

## 4. 先進機能の装備(努力義務)

| ① 先進安全自動車(ASV)技術装置の導入状況 | 先進安全自動車技術装置が導入されているのか 装置<br>の内容は | 装置の活用記録内容 |
|-------------------------|----------------------------------|-----------|
| ② 運転者運転業務軽減装置の導入状況      | 運転者運転業務軽減装置が導入されているのか 装置<br>の内容は | 装置の活用記録内容 |